

「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議  
の設置について

平成17年12月27日

関係省庁申合せ

平成18年3月30日改正

平成18年10月3日改正

平成19年7月19日改正

平成22年10月22日改正

平成25年10月30日改正

平成26年4月1日改正

平成26年10月9日改正

1. 「国連持続可能な開発のための教育の10年」に係る施策の実施について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
  - (1) 議長 内閣官房副長官
  - (2) 議長代行 内閣官房副長官補（外政）
  - (3) 副議長 内閣官房内閣審議官  
外務省地球規模課題審議官  
文部科学省国際統括官  
環境省総合環境政策局長
  - (4) 構成員 内閣府大臣官房総括審議官  
総務省大臣官房長  
農林水産省農村振興局長  
経済産業省産業技術環境局長  
国土交通省総合政策局長
  - (5) オブザーバー 法務省人権擁護局長  
厚生労働省政策統括官（労働担当）
3. 連絡会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
5. 連絡会議の庶務は、外務省、文部科学省、環境省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議  
幹事会

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

内閣府大臣官房国際室長

総務省大臣官房企画課長

外務省国際協力局地球環境課長

文部科学省大臣官房国際課長

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

経済産業省産業技術環境局環境調和産業・技術室長

国土交通省総合政策局環境政策課長

環境省総合環境政策局環境教育推進室長

オブザーバー

法務省人権擁護局人権啓発課長

厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官